本号で公布された法令のあらまし

◇石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇九号）（総務省）

1　広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第五地区について区域の縮小を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三一〇号）（総務省）

1　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　石油コンビナート等特別防災区域のうち、渥美地区について区域の指定を解除するとともに、大阪北港地区について区域の縮小を行うこととした。（別表関係）

3　罰則の適用について所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

4　広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

5　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三一一号）（内閣官房）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和五年一一月一日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は同月一七日とすることとした。

政　令

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第五地区の項中「、第二十号及び第三十一号」を「及び第二十号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

総務大臣　鈴木　淳司
経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和四年四月一日」を「令和五年四月一日」に改める。

別表中第三十二号を削り、第三十一号を第三十二号とし、第七号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の二を第七号とし、同表第三十七号中「春日出南三丁目」を「春日出南三丁目、春日出中三丁目」の下に「、春日出南三丁目」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。